

☆ 未熟児養育医療給付制度のご案内 ☆

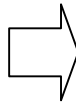
平成 25 年 3 月
新潟県福祉保健部健康対策課

生まれたときの体重が 2,000g 以下であるか、または 2,000g を超えていても医師の診断により生活力薄弱であって一定の症状を有している乳児に対し、養育医療指定医療機関において入院養育を必要と認めた場合に医療費の一部を助成します。

未熟児養育医療給付制度の申請窓口が変わります

養育医療の給付事務について、県から市町村へ権限移譲されたことに伴い、平成 25 年 4 月 1 日から申請窓口がお住まいの市町村へと変わります。

H25.3.31 まで
地域振興局健康福祉（環境）部

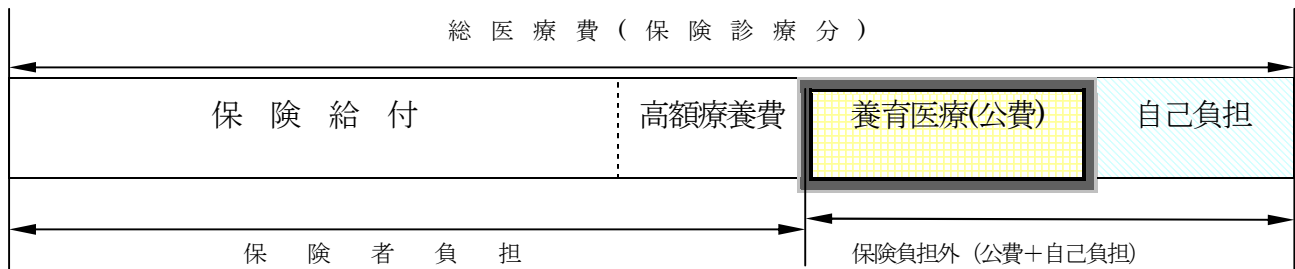


H25.4.1 から
お住まいの市町村

1 給付の内容について

認定されると出生から退院までの入院治療にかかる保険診療の自己負担分が公費負担となります。入院中の食事療養費も公費負担に含みます。ただし、所得に応じて自己負担額（※下記参照）が生じます。

また、健康保険法で対象としている医療費が給付範囲となりますので、保険適用外の費用（差額ベッド代・文書料など）は除外されます。



総医療費のうち、保険者負担とならない金額の全てを公費で支払った後、所得に応じた自己負担額を納入していただきます。

申請窓口（お住まいの市町村）から納入通知書が送付されますので、金融機関でお支払いください。

2 申請手続

(1) 申請窓口：乳児の居住地の市町村

(2) 申請に必要なもの

- ① 養育医療給付申請書 (申請窓口にあります。)
- ② 養育医療意見書 (医療機関で担当医師に記入してもらってください。)
- ③ その他 (申請窓口を確認願います。)

(3) 養育医療券の交付

認定された場合は養育医療券をお渡ししますので、医療機関の窓口で提示してください。

(4) その他

- ① 養育医療券を紛失した場合や、養育医療券の記載事項に変更が生じた場合は申請窓口にご連絡してください。
- ② 入院期間が継続となる場合は、医療機関からお住まいの市町村に協議されます(保護者が手続きする必要はありません)。この場合、継続承認書の写しを交付します。

3 費用(自己負担額)について

養育医療給付が決定すると、自己負担額が生じます。この自己負担額は、お子さんの入院日数及び世帯の前年の課税所得税額※などに応じて月毎に決定されます。

※ 所得税額の算出にあたり、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除は適用されません。

自己負担額が決定しますと、お住まいの市町村から「納入通知書」を送付しますので、金融機関を通じて納入していただきます。納入通知書の送付時期は、各診療月から約2~3ヶ月後となります。

この自己負担額は子どもの医療費助成の対象になる場合があります。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



4 未熟児養育医療における自己負担額基準額表

世帯の所得税額等の状況により、自己負担の基準額（月の初日から末日まで入院した場合の自己負担額）は次の表のとおりとなります。

実際に負担していただく金額については、この基準額と入院日数をもとに算出し、後日納入通知書でお知らせします。

例：D 4（基準額34,800円）の世帯の乳児が4月に20日間入院した場合
 $34,800 \times 20 / 30$ （日）＝23,200円を支払いただきます（10円未満切捨て）。

			負担基準 月 額	加算基準 月 額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯		2,600	260
C	所得税非課税世帯	市町村民税の均等割のみ課税世帯 C 1	5,400	540
		市町村民税所得割課税世帯 C 2	7,900	790
D	所得税課税世帯	所得税の年額 15,000 円以下 D 1	10,800	1,080
		15,001 ～ 40,000 円 D 2	16,200	1,620
		40,001 ～ 70,000 円 D 3	22,400	2,240
		70,001 ～ 183,000 円 D 4	34,800	3,480
		183,001 ～ 403,000 円 D 5	49,400	4,940
		403,001 ～ 703,000 円 D 6	65,000	6,500
		703,001 ～ 1,078,000 円 D 7	82,400	8,240
		1,078,001 ～ 1,632,000 円 D 8	102,000	10,200
		1,632,001 ～ 2,303,000 円 D 9	123,400	12,340
		2,303,001 ～ 3,117,000 円 D 10	147,000	14,700
		3,117,001 ～ 4,173,000 円 D 11	172,500	17,250
		4,173,001 ～ 5,334,000 円 D 12	199,900	19,990
		5,334,001 ～ 6,674,000 円 D 13	229,400	22,940
		6,674,001 円以上 D 14	全額	左の負担基準月額の10%。ただし、その額が26,300円に満たない場合は26,300円
※ 住宅借入金等控除は、適用しない税額で判断します。				
備考	同一世帯から2人以上の児童が同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の負担基準月額による算定額が最も多額となる児童以外の児童については、加算基準月額（負担基準月額の1/10）により自己負担額を算定します。			

平成 25 年 4 月 1 日以降の未熟児養育医療給付制度に関するお問い合わせ・申請窓口は
お住まいの市町村を担当する下記の表のとおり

	窓口機関	所在地	電話番号
村上市	福祉課 子育て支援室	958-8501 村上市三之町1-1	0254-53-2111
関川村	住民福祉課 福祉保険班	959-3292 岩船郡関川村大字下関912	0254-64-1471
粟島浦村	総務課 保健衛生係	958-0061 岩船郡粟島浦村字日ノ見山1513-11	0254-55-2111
新発田市	こども課 子育て支援係	957-0052 新発田市大手町1-14-13	0254-22-3101
阿賀野市	民生部 健康推進課	959-2092 阿賀野市岡山町10番15号	0250-62-2510
胎内市	健康福祉課 元気応援係	959-2656 胎内市西本町11番11号	0254-44-8680
聖籠町	保健福祉課 保健衛生係	957-0117 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山825	0254-27-6511
五泉市	こども課 子育て支援係	959-1692 五泉市太田1094番地1	0250-43-3911
阿賀町	健康福祉課	959-4495 東蒲原郡阿賀町津川580番地	0254-92-5763
三条市	市民部 市民窓口課 市民総合窓口係	955-8686 三条市旭町二丁目3番1号	0256-34-5511
	申請窓口: 栄サービスセンター 総合窓口グループ	959-1192 三条市新堀1311番地	0256-45-1110
	下田サービスセンター 総合窓口グループ	955-0192 三条市荻堀830番地1	0256-46-2511
	問い合わせ先: 教育委員会 子育て支援課 子育て支援係	959-1192 三条市新堀1311	0256-45-1113
加茂市	健康課 国民健康保険係	959-1392 加茂市幸町2-3-5	0256-52-0080
燕市	健康福祉部 保険年金課	平成25年5月2日まで(※庁舎移転前) 959-1295 燕市白山町二丁目7番27号	0256-63-4131
		平成25年5月7日以降(※庁舎移転後) 959-0295 燕市吉田西太田1934番地	0256-77-8133
弥彦村	住民福祉課	959-0392 西蒲原郡弥彦村大字矢作402	0256-94-3132
田上町	保健福祉課	959-1503 南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地	0256-57-6222
長岡市	申請窓口:アオーレ長岡 福祉窓口、各支所市民生活課 問い合わせ先:福祉保健部 福祉課	【福祉保健部 福祉課】 940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10	0258-39-2319
見附市	教育委員会 こども課 元気子育て係	954-8686 見附市昭和町2-1-1	0258-62-1700
出雲崎町	保健福祉課 保険健康係	949-4392 三島郡出雲崎町大字川西140番地	0258-78-2293
小千谷市	健康センター 予防係	947-0028 小千谷市城内2-6-5	0258-83-3640
魚沼市	教育委員会 子ども課	949-7494 魚沼市堀之内130番地	025-794-6027
南魚沼市	福祉保健部 子育て支援課 こども家庭支援班	949-6696 南魚沼市六日町180番地1	025-773-6822
湯沢町	健康福祉課 国保保健班	949-6101 南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877番地1	025-784-4560
十日町市	市民福祉部 子育て支援課 子育て支援係	948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地	025-757-3111
津南町	福祉保健課 保険班	949-8292 中魚沼郡津南町大字下船渡戊585	025-765-3114
柏崎市	教育委員会 子育て支援センター	945-0061 柏崎市栄町18-26	0257-20-4215
刈羽村	福祉保健課	945-0397 刈羽郡刈羽村大字割町新田215-1	0257-45-3916
妙高市	健康保険課 医療年金係	944-8686 妙高市栄町5番1号	0255-72-5111
上越市	健康福祉部 こども課 家庭福祉・給付係	943-8601 上越市木田1-1-3	025-526-5111
糸魚川市	こども課 親子健康係	941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5	025-552-1511
佐渡市	市民生活課 健康推進室	952-1292 佐渡市千種232番地	0259-63-3115
新潟市	申請窓口:新潟市内の各区役所 問い合わせ先:保健所健康増進課	【保健所健康増進課】 950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号	025-212-8157